

# 安全報告書

平成 25 年度 版



平成 26 年 7 月 9 日



# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

遠鉄バスグループにおいては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

### (輸送の安全に関する基本的な方針について)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

## 「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 齊藤 薫

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

## 2.輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において策定した平成 25 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに平成 26 年度事故抑止目標は次の通りです。

### 1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 25 年度事故抑止目標 有責事故前年 30 件削減

平成 25 年度事故実績 目標 未達成

平成 26 年度事故抑止目標 有責事故前年比 2 割削減

### 2. 年間最重点実施項目（平成 25 年度）

『発車します』の案内後、もう一度ミラーで着席確認の徹底

### 3. 月別事故防止重点項目（平成 25 年度）

- 4 月 着席確認後の発車、車内事故防止の徹底
- 5 月 バック追突防止・基本動作の徹底
- 6 月 車間距離の確保 停車時は前車両と 5m あけて停車  
歩行者の側方通過時は 1.5m あけて走行
- 7 月 分岐点での行先案内、呼称確認を確実に！
- 8 月 夏休み、子供の動静に注意、特に飛出し注意
- 9 月 交差点及び横断歩道の事故防止  
イエローストップと呼称確認の徹底
- 10 月 車内外のミラーにて良く確認 ドアの開閉時は最後まで目を離さない
- 11 月 夕暮れは早めのライト点灯、速度を控え、ハイビームの活用
- 12 月 ターミナルでの「車内確認」「発車時刻と行先案内」「呼称確認」の徹底
- 1 月 初心に戻り安全運転の励行
- 2 月 路面凍結・橋の上・スリップに注意
- 3 月 弱者を守る運転、車内事故撲滅



社長・安全統括管理者による営業所巡回指導及び現場の現状把握

#### 4. 主な安全に関する外部表彰実績（平成 25 年度）

##### 【団体表彰実績】

##### ・第 56 回 静岡県自動車連合会安全運転コンクール

（特別表彰） 静岡県自動車連合会会長特別表彰

磐田営業所

（一般表彰） 中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会会長連盟表彰

三方原営業所

静岡県自動車連合会会長表彰

磐田営業所

（団体長表彰） 社団法人静岡県バス協会会長表彰

雄踏営業所・細江営業所・天竜営業所・福田営業所

##### ・自動車安全運転センター 平成 25 年度 第一期優秀安全運転事業所

（金賞：静岡県警察本部長・自動車安全運転センター理事長連名表彰）

観光営業課・ターミナル営業所・舘山寺営業所・天竜営業所

（銀賞：静岡県警察本部交通部長・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰）

浜松南営業所

（銅賞：所轄署・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰）

三方原営業所・整備課

##### 【個人表彰実績】

平成 25 年度 自動車関係功労者大臣表彰 運転者 1 名（前年 1 名）

平成 25 年度 中部運輸局功労者等局長表彰 運転者 5 名（前年 1 名）

平成 25 年度 中部運輸局静岡運輸支局長 功労者表彰 運転者 15 名（前年 17 名）

平成 25 年度 社団法人日本バス協会会長 優良バス運転者表彰 運転者 13 名（前年 9 名）

平成 25 年度 社団法人静岡県バス協会会長 優良バス運転者表彰 運転者 23 名（前年 14 名）

平成 25 年度 静岡県高速道路交通安全協議会 高速隊長・会長連名表彰 運転者 1 名  
（前年 1 名）

平成 25 年度 静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 運転者 3 名（前年 2 名）

平成 25 年度 静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰 運転者 3 名（前年 2 名）

#### 5. 主な安全に関する資格取得実績（平成 25 年度）

運行管理者試験 合格者 21 名（前年 16 名）

### 3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

平成 24 年度発生	12 件	平成 25 年度発生	11 件
内訳 車内事故	6 件	内訳 車内事故	8 件
死 傷	1 件	接 触	1 件
健康起因	2 件	健康起因	2 件
車両故障	3 件	車両故障	0 件

#### 4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

1. 弊社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は弊社の安全管理規程に記載されているとおりです。
2. 弊社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は弊社の安全管理規程に記載されているとおりです。

#### 5.輸送の安全に関する重点施策

1. 平成 26 年度に実施すべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通り決めました。また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は「7.平成 26 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置」にて記載させていただきます。
  - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 輸送の安全に関する重点施策を実施する際には、必要に応じて一般旅客自動車運送事業を営むグループ他社とも連携して取り組みます。

## 6.平成 25 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

### 1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

#### (1) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

#### (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

#### (3) 事故防止のための計画・実施事項

##### ①年間最重点実施項目

『発車します』の案内後、もう一度ミラーで着席確認の徹底

（車内事故抑止目標 年間 0 件）

- ・エコドライブの強化（営業所毎の取り組み・個人毎の目標設定）
- ・イエローストップの徹底（主要交差点での立ち見調査の実施）
- ・2段階バックの徹底（バック時のスピードは 5 km/h 未満）
- ・有責事故撲滅（有責事故前年 30 件削減）
- ・月別事故防止重点項目の徹底

##### ②本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催（分析と対策及び検証）

※浜松観光バスと合同実施により情報共有化

##### ③適性診断の実施と統括運行管理者による 運転者への指導

##### ④エコドライブ推進

（本社及び各所属における教育・啓蒙）

##### ⑤外部機関による自動車事故削減プログラム

（事故分析と乗車モニタリング調査）

#### (4) 健康管理の確実な実施

##### ①定員確保による過重労働の防止

##### ②健康管理指導基準（弊社基準）に基づく

運転者の健康状態の把握

##### ③年 2 回の定期健康診断

##### ④睡眠時無呼吸症候群対策として

運転者全員へのスクリーニング検査の実施

#### (5) 飲酒運転防止対策の実施

- ・乗務開始前及び乗務終了後点呼時の

アルコール検知の徹底

- ・観光バス乗務員の宿泊先での飲酒に対する



本部事故防止委員会



宿泊先での現地点呼指導

厳正な点呼指導（モバイル・アルコール検知器の活用と担当課員が観光バス乗務員の宿泊先へ出向いての現地点呼の実施）

**2. 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。**

- (1) 適切な要員確保のための専属の採用担当者の選任と採用活動
- (2) エコドライブの徹底による事故防止促進（デジタルタコグラフを活用）
- (3) ドライブレコーダーの導入（43 台購入し、乗合車両 316 両に搭載）

**3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。**

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

**4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。**

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用（本社及び全営業所）
- (2) ヒヤリハット情報の共有と活用（所内掲示と冊子の発行）
- (3) 国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4) 「改善スイッチ（従業員からの改善提案）システム」  
「改善提案（グループ会社管理職からの改善提案）システム」によるボトムアップ
- (5) 事故関係の初任担当者教育の実施による情報伝達の重要性の啓蒙

**5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。**

- (1) 「1 0. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画」  
の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての  
情報共有及び指導
- (3) 運輸業務部管理職及び担当課員による現場に出向いての  
点呼状況の調査指導
- (4) 整備管理者による日常点検の指導
- (5) 救命救急講習への参加
- (6) クレフィール湖東における安全運転研修  
(12/11～12/12 10 名参加)
- (7) 高齢者へのバスの車内事故防止教室  
(2/6 中部運輸局・静岡運輸支局と共催)
- (8) 冬山スキー現地教育  
(2/11～2/13 25 名参加)



救命救急講習



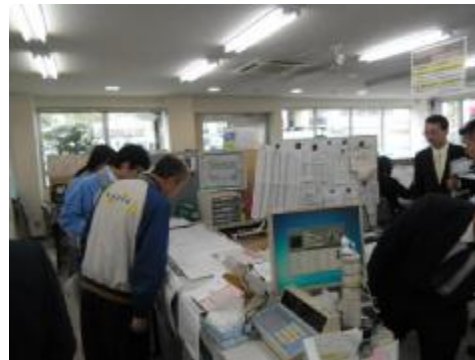
バスの車内事故防止教室



冬山スキー現地教育



クレフィール湖東での安全運転研修



N A S V A による模擬監査

## 7.平成 26 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置

「5. 輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

### 1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

#### (1) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

#### (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。



(3) 「輸送の安全の確保」に主眼を置いた組織構築

(4) 事故防止のための計画・実施事項

平成 26 年度年間最重点実施項目

- ① 黄色信号は必ず停止
- ② 着席確認と発車案内の徹底（車内事故ゼロ）
- ③ エコドライブによる事故防止（やさしい発進やさしい加速）

平成 26 年度月別重点項目の設定

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 4 月  | 高齢者・新入学生（歩行者・自転車）等の保護とバス初心者への親切な対応 |
| 5 月  | 信号の変わり目に対する予測運転の徹底（黄色信号は止まれ）       |
| 6 月  | 車間距離の確保と歩行者・自転車の側方通過注意！            |
| 7 月  | 車内事故防止、ルームミラーの活用と適切なマイク案内          |
| 8 月  | 夏休み、子供と自転車の飛び出しに注意！                |
| 9 月  | 高齢者への着席案内の徹底 マイク活用で車内事故撲滅          |
| 10 月 | 交差点及び横断歩道の事故防止 イエローストップの徹底         |
| 11 月 | 早めのライト点灯、歩行者・自転車・対向車に注意（ハイビームの活用）  |
| 12 月 | 夜間走行、歩行者・自転車に注意！（忘年会シーズン）          |
| 1 月  | 着席確認後の発車とドア開閉操作の確実な実施              |
| 2 月  | エコドライブによる予測運転と自転車の側方通過注意           |
| 3 月  | マイク活用で車内事故防止                       |

**2. 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。**

- (1) 乗務員採用専属担当者による採用活動（定員確保による過重労働の防止）  
（女性運転者の積極採用キャンペーンを実施）
- (2) 計画的な新規車両の導入

**3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。**

「1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

**4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。**

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用体制の一層の構築（本社及び全営業所）
- (2) 事故関係の初任担当者教育の実施による情報伝達の重要性の啓蒙

5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸業務部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査指導
- (4) 外部機関における安全運転研修の実施
- (5) 事故防止を目的としたエコドライブの推進

8.平成 25 年度 安全に対する費用支出及び設備投資（主なものの実績）

（主な費用支出）

1. 教育（事務者・乗務員等）に関する支出 5,000（千円）※人件費除外
2. 健康管理（運行管理者・乗務員）にかかる支出 7,500（千円）

※定期健康診断、睡眠時無呼吸症候群検査費他、諸検診の会社負担額

（主な設備機器類投資）

3. アルコール検知器保守点検 5,600（千円）
4. ドライブレコーダー導入 18,000（千円）

9.事故・災害に関する報告連絡体制

4-2 及び安全管理規程を参照ください。

10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 運転者

- (1) 指導乗務班長・乗務班長を対象とした指導者教育  
（指導者教育・運行管理者教育）
- (2) 事故惹起者教育及び特別教育の実施
- (3) 若年運転者教育（省エネ・整備教育と貸切実車教育）
- (4) 現地教育の実施（冬山輸送・修学旅行など）
- (5) 適性・適齢診断の実施  
（NASVAネットの利用による）



接客接遇教育

2. 運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象として、年間2回以上の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

- (2) 統括運行管理者を対象として1ヶ月に1回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構による一般講習を受講

### 3. 整備管理者

- (1) 整備管理者を対象に、年間4回以上の整備基準確認等の集合研修を実施
- (2) 静岡運輸支局による研修・講習会の受講
- (3) 整備管理補助者への研修指導の実施

### 4. 営業所長

月2回の営業所長会開催時における情報交換による情報共有及び指導

## 11. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び工事用とする措置

1. 平成25年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 弊社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。

平成25年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、運営状況を確認し、指摘事項についてのフォローアップ監査を実施し改善を図りました。

- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。



取締役社長・安全統括管理者の  
輸送の安全の確保への取り組み状況の監査

2. 平成26年度におきましても以下のような措置を講じます。

- (1) 自己監査について

- ① 自己監査（営業所監査、相互監査）を実施します。
- ② 重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。
- ③ 自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査について取締役社長・安全統括管理者に対し輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

## 12.安全管理規程

弊社の「安全管理規程」は別紙のとおりです。弊社については、「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、平成18年12月に中部運輸局静岡支局に届出を済ませております。

## 13.安全統括管理者

弊社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており、平成25年7月に中部運輸局静岡支局に届出を済ませております。

氏名 広瀬 光彦

役職 取締役運輸事業本部長

# 安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

# 安全管理規程

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第 1 章 総 則

### 第1条（目 的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に係る社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

#### 「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

#### 第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
  - （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
  - （2） 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
  - （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
  - （4） 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - （5） 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 輸送の安全に関する重点施策を実施する際には、必要に応じて一般旅客自動車運送事業を経営するグループ他社とも連携して取り組む。

#### 第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

#### 第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

### 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### 第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

#### 第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
  - （1）安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。



- (1) 運行管理者
  - (2) 整備管理者
  - (3) その他必要な責任者
3. 運輸業務部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
  4. 営業所長は、運輸業務部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
  5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

#### 第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### 第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸業務部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第 1 1 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

### 第 1 2 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### 第 1 3 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### 第 1 4 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

### 第 1 5 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### 第 1 6 条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

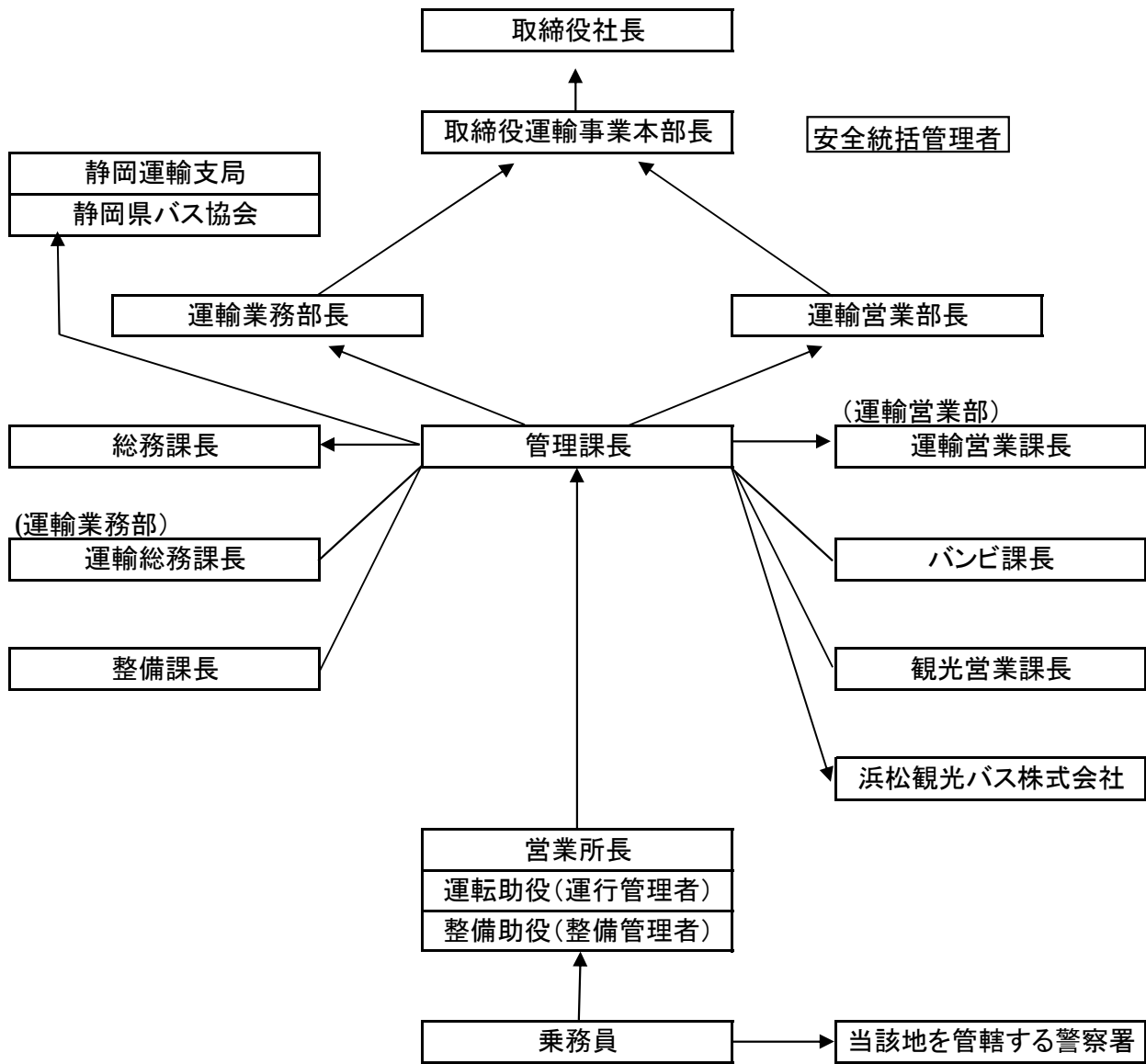
#### 第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書保存内規に定めるものとする。

### 附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日
改 正	平成23年 6月 1日
改 正	平成24年 6月 1日
改 正	平成25年 6月 1日

# 重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

## 文書保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(丙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
出勤簿(乗合・貸切・契約)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	2年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運転指令所・運行指示書	2年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
事故速報	2年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	2年	営業所		
異常気象の記録	1年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	2年	営業所		
デジタコ評価表	2年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本社事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	3年	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	2年	管理課		